

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年一月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆一

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 児玉町蛭川普濟寺線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>まで 同市榛沢字東七八〇番一 地先</p>	<p>深谷市榛沢字児玉二五七番四 地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・二〇〇 三一・九〇</p>	<p>六・七一〇 三一・九〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四七二・〇五</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>道路改築工事</p>		<p>備考</p>